

苫小牧工業高等専門学校学術情報センターネットワークシステム利用規則

規則第55号

制 定 平成16年 9月 2日

一部改正 平成18年 4月 1日

一部改正 平成27年 4月14日

一部改正 平成28年 2月23日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校学術情報センター情報システム利用規則第1条の規定に基づき、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）のローカル エリア ネットワーク（以下「LAN」という。）であるネットワークシステム（以下「校内LAN」という。）の利用について定めるものとする。

(管理運営)

第2条 校内LANは、本校の各種コンピュータが相互に通信するために設置され、校内共同利用のためのデータ通信網で、高速幹線LAN及び校内の各部署に設置された情報コンセントまでの支線LANにより構成され（本校学術情報センター（以下「センター」という。）が管理する、校内のLANを利用した情報交換・管理に使用される機器等も含むものとする。）、センターが管理運営する。また、センター長は校内LANの管理運営の一部を外部の業者等に委託することができる。この場合センター長は、業者等にも本校の情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守させるものとする。

2 センターが設置した情報コンセントに接続し、あるいは接続しないで創造工学科、専攻科、センター、地域共同研究センター及び事務部（以下「学科等」という。）が教育、研究及び事務用LANを構築した場合（個人が設置した研究室単位のLANは除く。）は、センター長に別紙第1号様式で申し出ることにより、センター長は学科等の長に管理運営の責任を委任するものとし、学科等の長は、そのLANに対して独自にセキュリティポリシー、実施手順書及び個人マニュアル（以下「学科等ポリシー」という。）を作成し、適用することができる。その場合、学科等の長はセンター長に学科等ポリシーを一部提出しなければならない。ただし、学科等が設置したLANが校内LANと接続されている場合、独自に作成した学科等ポリシーが、本校ポリシー及び上位プロバイダーの利用目的（AUP）（以下「本校セキュリティポリシー等」という。）に反している場合は、接続点にゲートウェイを設置し、本校セキュリティポリシー等に反しないようデータの制限を行うか、学科等ポリシーを本校セキュリティポリシー等に整合するように改正しなければならない。また、センターは、管理運営を委任したLANによって生じた損害の責を負わない。

(利用の目的)

第3条 校内LANは、本校施設利用規則（以下「施設利用規則」という。）第2条に定める目的に利用することができる。

(利用者の範囲)

第4条 校内LANを利用できる者(以下「利用者」という。)は、施設利用規則第3条第1項各号に掲げる者とし、研究生、科目等履修生、特別聴講学生を含む。ただし、一般利用者はセンター長が特に認めた者に限る。

(登録申請)

第5条 前条に定める第2号の利用者のうち本校教職員が、校内LANにコンピュータ等(以下「校内LAN端末」という。)を接続しようとする場合は、校内LAN端末毎にセンター長に校内LAN端末登録申請(以下「登録申請」という。)を行い、IPアドレスの付与を受け、接続した校内LAN端末を適切に管理しなければならない。本校教職員以外の利用者(以下「その他利用者」という。)が校内LANに校内LAN端末を接続しようとする場合は、その他利用者に対して責任を負う本校教職員が登録申請を行い、接続した校内LAN端末を管理し、その他利用者には本規則を遵守させなければならない。

2 利用者が電子メールを利用するときはユーザー登録申請を行い、ユーザー名の付与を受けなければならない。ただし、利用者のうち本校学生のユーザー名は、センターが一括して付与するので申請は要しない。

3 本規則に定めるもののほか、校内LAN端末登録申請、ユーザー登録申請及び、WEBサーバプログラムの利用に必要な事項については、センター委員会の議を経て、センター長が別に定める。

(センター長の権限・義務・免責事項)

第6条 校内LAN及び情報システムの技術的なセキュリティに関する事項であって、かつ被害の拡大防止のため緊急の技術的対応が必要な場合、センター長は次の各号に掲げる権限を行使することができる。

一 緊急の場合、事前に通告することなく、利用者の校内LAN利用に制限を加えること。

二 校内LAN管理の一環として、本規則及び法令等に違反している疑いのある利用者の利用内容を調査すること。

三 利用者が本規則若しくはセンター長の指示に従わない場合、又は校内LANの運営に重大な障害を生じさせるおそれがある場合には、警告を發し、利用を停止すること。

2 センター長は、校内LANを円滑に運営する責任を負い、校内LANを停止するときはあらかじめ通知するものとする。ただし、緊急の場合、事前に通知することなく、校内LANを停止できるものとする。また、センター長は利用者の通信の秘密、利用者の個人情報の管理及び情報セキュリティ管理に責任を負う。なお、利用者のユーザー名及び氏名等の個人情報はネットワークの運用並びに管理のために利用することとし、他の目的で使用する時は当該利用者の事前の承諾を得ることとする。ただし、次の各号に掲げる場合には事前の承諾なしに利用することがある。

一 法的義務の履行のために必要な場合

二 個人情報から特定できる者の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合

三 法あるいはポリシーに対する違反が行われていると認められる具体的な理由がある場合

四 他の法令で認められる場合（プロバイダー法等）

五 本校業務運営に必要なために、教職員及び学生の電子メールアドレスを公開する場合

- 3 本校は校内LANの管理運営に重大な故意過失がある場合を除き、利用者が校内LANの利用あるいは利用できなかったことにより生じた、精神的、物質的及び金銭的な損害に対する一切の責任を負わない。なお、利用者が校内LANを利用することによって第三者に与えた損害については、本校は一切の責を負わず利用者本人が解決することとする。

（利用者の義務及び責任）

第7条 利用者は本規則次条に定める禁止事項ほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 利用者は自己のユーザーIDで行うすべての操作に対して責任を負うこと。
- 二 利用者は自己のファイルを、他者の不適切な操作から保護すること。
- 三 利用者はセンター長から指示があった場合、それに従うこと。また、指示に従い自己の管理する校内LAN端末にウィルス対策ソフトをインストールし、ウィルスパターンを最新のものに更新するほか、セキュリティ対策上問題となるソフトウェアの欠陥（セキュリティホール）を修正するプログラムを、自己の責任によって適用するなどの責任を負うこと。
- 四 利用者は校内LANの使用時に、他の利用者に対して身体的、精神的いやがらせ行為等を行ってはならない。
- 五 利用者は校内LANを利用するに当たって、社会通念上及びネットワーク利用上の一般的なマナーを守ること。なお、本校学生は校内LANを使用するに当たってセンターが実施する講習会を受講すること。
- 六 センター所有の校内LAN端末等の機器を借用した者は、適切に扱い期日までに返却すること。
- 七 利用者は自己及び他者のプライバシー並びに個人情報の保護や尊重に努めること。
- 八 利用者は校内LANと接続されている外部ネットワークを利用する場合、そのプロバイダーに利用目的制限等がある場合には、それを遵守すること。

（禁止される事項）

第8条 校内LANの利用に当たって、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、当該法令等に基づいた処罰を受け、責任を問われることがある。また、第6条に定めるセンター長による利用規制のほか、関係委員会による処分及び次条に定める賠償を科されることがある。

- 一 国内の法令に反する行為
- 二 著作権・特許権等の知的所有権を侵害する行為
- 三 わいせつ等不適切な内容の画像、文書等を送信する、公序良俗に反する行為
- 四 政治、宗教活動及び営利活動等、校内LAN利用の目的外となる行為
- 五 ユーザーID及びパスワードを第三者に使用させ、また、他者のユーザーID及びパスワードを不正に使用しあるいは使用させる等、校内LANの不正な利用を助ける行為

- 六 他者を誹謗中傷し又は名誉若しくは信用を傷つける行為
- 七 他者を詐称する等，詐欺等の犯罪に結びつく行為
- 八 チェーンメール（無限連鎖メール），迷惑メール（広告や勧誘など主に営利目的で大量に配信される電子メール）及び他者が嫌悪感を抱く内容のメールを送信する行為
- 九 校内LANの運用に支障を及ぼす行為
- 十 他者の財産又はプライバシーを侵害する行為
- 十一 有害なコンピュータプログラム等を送信し書き込む行為又は利用者個人が利用できる情報以外の情報を改ざん又は消去する行為
- 十二 その他各号に該当するおそれのある行為あるいはこれに類する行為

（校内LANに関わる賠償責任と負担）

第9条 利用者が，故意又は重大な過失により校内LAN等を損傷したときは，その損害に相当する費用を利用者が負担しなければならない。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか，校内LANの利用に関する必要な事項は，センター委員会の議を経て，校長が定める。

附 則

この規則は，平成16年9月2日から施行し，平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成27年4月14日から施行し，平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

年 月 日

L A N 構 成 届

学術情報センター長 殿

学科長等氏名 _____

下記のとおり，LANを構成しましたので報告します。

LAN管理責任者氏名	
LAN設置場所	
LAN構成コンピュータ	サーバー 台 クライアント 台 (OS) (OS)
LANの使用目的	<input type="checkbox"/> 教育用 <input type="checkbox"/> 事務用 <input type="checkbox"/> 研究用 <input type="checkbox"/> その他 ()
LAN設置日	年 月 日
校内LANとの接続の有無	<input type="checkbox"/> 接続している (情報コンセント番号)
	<input type="checkbox"/> 接続していない No - -
独自セキュリティポリシー策定の有無	<input type="checkbox"/> 策定している (ポリシーを一部添付) <input type="checkbox"/> 策定していない
LAN構成略図	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり